

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案(閣法第一号)(衆

議院送付) 要旨

本法律案は、平成二十四年度から平成二十七年度までの間の各年度(政府原案は平成二十四年度)における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、平成二十四年度及び平成二十五年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる費用の財源を確保するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(以下「消費税法改正法」という。)の施行により増加する消費税の収入により償還される公債の発行に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、特例公債の発行年度に係る修正、特例公債の発行額の抑制に係る規定の追加等、所要の修正が行われた。

一、特例公債の発行

財政法第四条第一項ただし書等の規定により発行する公債のほか、平成二十四年度から平成二十七年度

までの間の各年度（政府原案は平成二十四年度）の予算をもって国会の議決を経た金額（平成二十四年度一般会計予算において三十八兆三千三百五十億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

二、特例公債の発行額の抑制（衆議院修正により追加）

政府は、一の公債を発行する場合には、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において一の公債の発行額の抑制に努める。

三、年金特例公債の発行等

1 平成二十四年度及び平成二十五年度における基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源については、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額（平成二十四年度の見込額は二・六兆円）の範囲内で、年金特例公債を発行することができる。

2 年金特例公債（借換国債を含む。）の元利償還は、消費税法改正法の施行による平成二十六年度以降の消費税の増収分を財源として、平成四十五年度までに行う。

四、附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、平成二十四年度の補正予算において、政策的経費を含む歳出の見直しを行い、同年度において一の公債の発行額を抑制する（衆議院修正により追加）。